



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年12月6日金曜日 第1414号

## ◇ 目次 ◇ 告 示

字の廃止（土居町）.....	1345
産業廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等.....	1345
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	1345
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....	1346
土地改良区連合清算人の就職の届出.....	1346
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	1346
解除予定保安林.....	1347
河川整備計画の策定（3件）.....	1347
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	1347
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	1348
道路の区域変更（県道粟井浅海線）.....	1348
道路の供用開始（一般国道494号）.....	1348
道路の区域変更（一般国道378号）.....	1348
道路の供用開始（"）.....	1349
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	1349
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	1349
道路の供用開始（"）.....	1349
開発行為に関する工事の完了.....	1350
道路の位置の指定.....	1350

## 告 示

### ○愛媛県告示第1923号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土居町長から次のとおり字を廃止する旨の届出があった。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

大字入野の区域内の小字を全部廃止する。

### ○愛媛県告示第1924号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の4第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、

### ○愛媛県告示第1925号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更の届出の概要

同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の4第2項において準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び伊予三島保健所並びに川之江市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
川之江市長 石津隆敏  
川之江市金生町下分 865 番地
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
川之江市川之江町4080番 1 外地先
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
管理型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻、ばいじん、動植物性残さ
- 5 申請年月日  
平成14年11月20日
- 6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

#### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に関する生活環境の保全上の見地からの意見

#### (2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び伊予三島保健所

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジグラン重信・ディックEX重信	温泉郡重信町野田三丁目1番地13号	駐車場の自動車の出入口の数	18箇所	23箇所	平成14年12月25日	平成14年11月13日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1926号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要
フジグラン松山	松山市宮西一丁目2番1号外	・廃棄物の増加に対する適正な処理及び減量化、リサイクルの推進に努めること。 ・駐輪場の適切な管理に努めること。

○愛媛県告示第1927号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条及び第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、大明神川左岸土地改良区連合から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

氏名	住所
行本照義	東予市福成寺甲123番地の2
山内一雄	東予市福成寺甲272番地の2
日和佐勝	東予市大野264番地
目見田伸	東予市旦之上甲955番地の1
茎田元近	東予市三芳947番地の2
日浅清	東予市楠甲877番地の1
武田明美	東予市楠甲1331番地の1
行本勝正	東予市三芳199番地
山内賢二	東予市実報寺245番地
木原光教	東予市実報寺甲518番地の2
黒瀬一弘	東予市大野313番地
飯尾順一	東予市大野131番地

○愛媛県告示第1928号

砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内（1）地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内（1）地区）計画書の写し
- (2) 砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年12月9日から平成15年1月14日まで

3 縦覧場所

砥部町役場

○愛媛県告示第1929号

砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内（2）地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規

定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内（2）地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年12月9日から平成15年1月14日まで
- 3 縦覧場所  
砥部町役場

#### ○愛媛県告示第1930号

砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岩谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岩谷地区）計画書の写し
  - (2) 砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年12月9日から平成15年1月14日まで
- 3 縦覧場所  
砥部町役場

#### ○愛媛県告示第1931号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西宇和郡瀬戸町塩成字奥ノ谷1718の4、乙733の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### ○愛媛県告示第1932号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、北川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び西条地方局丹原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第1933号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、宮前川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第1934号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、洗地川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第1935号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、波方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
越智郡陸地部土地開発公社  
越智郡大西町大字宮脇甲506番地1  
代表者 理事長 門田迪郎  
越智郡大西町大字宮脇甲947番地9
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
越智郡波方町大字宮崎乙215番10から同乙252番に至る間の地先公有水面
  - (2) 区域  
次の1の地点から12の地点までを順次直線で結んだ線及び12の地点と1の地点を結ぶ平成11年の春分の満潮位（D・L+4.38メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
基点（三等三角点宮崎）は、北緯34度06分43秒5646、東経132度54分00秒1929の地点  
1の地点は、基点から真北355度18分37秒860.42メートルの地点  
11の地点は、1の地点から真北29度08分00秒116.13メートルの地点  
12の地点は、11の地点から真北119度08分00秒132.08メートルの地点

- (3) 面積  
12,309.63平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年11月28日 愛媛県指令港第204号  
4 しゅん功認可年月日  
平成14年12月6日

○愛媛県告示第1936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市禎瑞1440番地先から 同市古川乙181番1地先まで	旧	メートル 4.4~23.0 9.8~115.2	キロメートル 1.593 2.094	
			新	9.8~107.0	2.094	

○愛媛県告示第1937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	粟井浅海線	北条市苞木字片平甲175番9地先から 同市別府1072番まで	旧	メートル 5.4~9.5	キロメートル 1.304	
			新	6.4~26.0	1.307	

○愛媛県告示第1938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡面河村渋草2155番7から 同村渋草2136番地先まで	平成14年12月6日

○愛媛県告示第1939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一 般 国 道	378号	喜多郡長浜町大字出海甲109番2	旧	メートル 18.2~27.0	キロメートル 0.025	
			新	43.0~51.2	0.025	
"	"	喜多郡長浜町大字出海丙44番18から 同大字丙44番15まで	旧	13.5~36.5	0.053	
			新	24.0~45.0	0.053	

## ○愛媛県告示第1940号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	喜多郡長浜町大字出海甲109番2	平成14年12月6日
"	"	喜多郡長浜町大字出海丙44番18から 同大字丙44番15まで	"

## ○愛媛県告示第1941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	喜多郡肱川町大字中津1116番1地先から 同大字7番地先まで	旧	メートル 5.5~13.4	キロメートル 0.196	
			新	5.5~13.4 9.6~36.2	0.196 0.094	

## ○愛媛県告示第1942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町足成字大成越180番3から 同郡伊方町二見字大成乙34番2まで	旧	メートル 4.4~29.8	キロメートル 0.430	
			新	7.0~57.2	0.398	

## ○愛媛県告示第1943号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町足成字大成越180番3から 同郡伊方町二見字大成乙52番5まで	平成14年12月6日
"	"	西宇和郡伊方町二見字大成乙47番3から 同字乙34番2まで	"

○愛媛県告示第1944号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
松局伊土検（開）第43号 平成14年11月20日	伊予郡松前町大字昌農内字高山87番1	新居浜市西連寺町一丁目1番31号 石 本 親 正
松局伊土検（開）第44号 平成14年11月20日	伊予郡松前町大字昌農内字高山87番3	松山市拓川町3番22号 プレスステージA C 505号 山 口 文 一 山 口 陽 子
松局伊土検（開）第45号 平成14年11月20日	伊予郡松前町大字昌農内字高山88番4	伊予郡松前町大字昌農内85番地 高 松 勇 人
西局丹土（開）第20号 平成14年11月25日	東予市国安697番13	東予市桑村232番地の2 杉 田 寛 忠
西局丹土（開）第21号 平成14年11月26日	東予市三芳664番7	東予市河原津甲194番地の1 越 智 國 重

○愛媛県告示第1945号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年12月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予三島市金子二丁目字鐘鑄2174番2、2181番6及び2181番15

2 申請人の住所氏名

伊予三島市金子二丁目6番33号  
森実木材株式会社  
代表取締役 森実 敏明

3 図面省略